

山梨県公報

第三百六十九号

令和五年

四月十三日

木曜日

目次

告示

○手数料の収納事務の委託……………二六七

公告

○収去飼料の試験結果の概要……………二六七

○公共測量の実施……………二六九

○公共測量の終了……………二六九

公安委員会

○技能検定員等審査の実施……………二六九

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………二七〇

告示

山梨県告示第百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。
令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会

二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料

三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公告

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第

五十六条第七項の規定により、令和五年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次
のとおり公表する。

令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年四月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スモールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号に準じ、コクチバス（スモールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和五年四月十七日から令和六年四月十六日まで